

成年被後見人に宛てた郵便物等の回送嘱託の申立てについて

福岡家庭裁判所後見センター

1 この申立てについて

後見開始の審判確定後、成年後見人が、成年被後見人（本人）の財産状況を正確に把握し、適切な財産管理を行うために必要があるときは、裁判所の審判（回送嘱託）を得て、本人宛ての郵便物等の配達（回送）を受けることができます。

2 この申立ての留意事項

- (1) この申立てができるのは、成年後見人だけです。保佐人、補助人、任意後見人、未成年後見人は申立てできません。
- (2) 回送嘱託の期間は、必要性の程度を踏まえて、6か月を超えない範囲で、裁判所が定めます。定められた回送嘱託の期間内に郵便物等の確認を行い、財産・収支の状況を把握するようにしてください。
なお、定められた回送嘱託の期間を伸長することはできず、伸長が必要な場合は、再度回送嘱託の申立てが必要になります。
- (3) 本人の住所・居所を管轄する集配郵便局等（申立書3枚目）は、本人の住所・居所の最寄りの郵便局とは限りませんので、申立てに当たっては、事前に最寄りの郵便局で確認してください。

3 申立てに必要なもの

(1) 申立て費用

- 収入印紙 800円
- 郵便切手 1362円

（内訳：500円×2、100円×1、84円×3、10円×1）

※ 嘱託先が複数の場合は、嘱託先が1つ増えるごとに84円を加算してください。

※ 必要に応じて、別途追加の納付を求めることがあります。

※ 郵便切手は貼らずに提出してください。

(2) 提出する書類

- 申立書
- 本人に関する質問票（代理権付与、同意権付与、回送嘱託事件）
- 《申立人以外に成年後見人（財産管理権限を有する者）がいる場合》
- 当該成年後見人の同意書
- 《成年後見監督人が選任されている場合》
- 成年後見監督人の同意書

《申立人又は本人の住所に変更があった場合》

- 住民票（マイナンバーの記載のないもの）又は戸籍附票
又は変更後の登記事項証明書

※ 上記以外に裁判所から書類の提出をお願いする場合があります。

以 上